

## 議案第66号

### 日進市区長設置条例の一部改正について

日進市区長設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市区長設置条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 特別職としての区長に関する規定を削る。
- (2) 区長に対し報酬及び費用弁償を支給する規定を報償金を支給する規定に改める。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市区長設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市区長設置条例(昭和33年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>日進市区長条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市行政の運営を円滑にし、もって住民の福祉を図り、住民の声を行政に反映するため、別表に定める区<u>の住民の選挙又は推薦により選ばれた者(以下「区長」という。)</u>に委任する事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長が区長に委任する事務(以下「委任事務」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他<u>必要な事務</u></p> <p>(会議の開催)</p> <p>第3条 市長は、<u>委任事務</u>の連絡のため必要に応じ、区長会を開かなければならない。</p> <p>(報償金の支給)</p> <p>第4条 市長は、<u>区長</u>に対し、別に定める額の報償金を支給する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>日進市区長設置条例</u></p> <p>第1条 市行政の運営を円滑にし、もって住民の福祉を図り、住民の声を行政に反映するため、別表に定める区<u>に区長を置くものとする。</u></p> <p>第2条 <u>区長は、特別職とし、区民の互選又は推挙されたものを市長が委嘱するものとする。</u></p> <p>第3条 <u>区長は、区内の代表者として、市長と連絡を密にし、第1条の目的達成に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長に事故があるときは、あらかじめ区長の指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>第4条 市長は、<u>区長に次の事務を委嘱する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他<u>必要事項</u></p> <p>第5条 <u>区長は、再任を妨げない。ただし、後任者が就任するときまで在任する。</u></p> <p>第6条 市長は、<u>事務</u>の連絡のため必要に応じ、区長会を開かなければならない。</p> <p>第7条 <u>区長</u>に対し、委嘱手当として、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、報酬及び費用弁償については、<u>予算の範囲内においてその都度市長が規程で定める。</u></p>

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、事務遂行に必要な事項は、市長が別に定める。

第8条 この条例に定めるもののほか、事務遂行に必要な事項は、市長が規程で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。